

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月13日提出
【計算期間】	第19特定期間(自 2021年12月15日至 2022年6月14日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型） 三菱ＵＦＪ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2,000億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド		なし	TOPIX
大型株	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ			その他 ()
中小型株	年6回	欧州				
債券	(隔月)	アジア				
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(不動産投信))						
資産複合						
()						

三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算

型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象 地域	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
--	-----	---

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

米国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

米国の不動産投資信託証券(リート)が実質的な主要投資対象です。

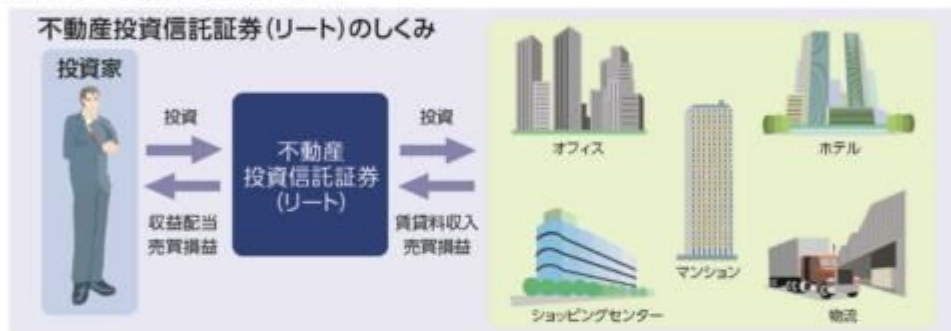
- 普通リートおよび優先リート等へ投資を行います。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

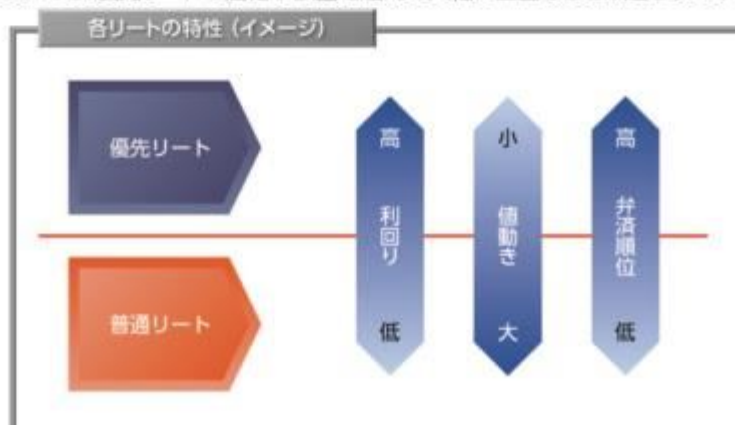
不動産投資信託証券(リート)のしくみ



優先リートとは

議決権がない代わりに、普通リートより配当の支払いと破綻時の弁済が優先されるリートのことをいいます。一般的に、配当額が比較的高い水準であらかじめ定められているため、普通リートに比べ安定して高い配当利回りが期待できる一方、普通リートで増配が行われた場合においても優先リートの配当額が増額されることはありません。

また、一定期間後、額面金額で償還できる権利が発行体に付与されているため、普通リートの価格が上昇する市場環境においても、優先リートの価格が額面を超えて大幅に上回ることは起こりにくくなっています。



■ 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済されます。

！ 上図は各リートの特性を示したイメージ図であり、その特性すべてを網羅するものではありません。

運用の
委託先

不動産投資信託証券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

- マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、マッコーリー・グループの資産運用部門であるマッコーリー・アセット・マネジメントを形成する1社です。
- マッコーリー・グループは、1969年設立のオーストラリアのシドニーに本拠を構え、銀行業務、証券業務、投資銀行業務、資産運用業務など各種金融サービスをグローバルに提供する金融グループです。

1 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

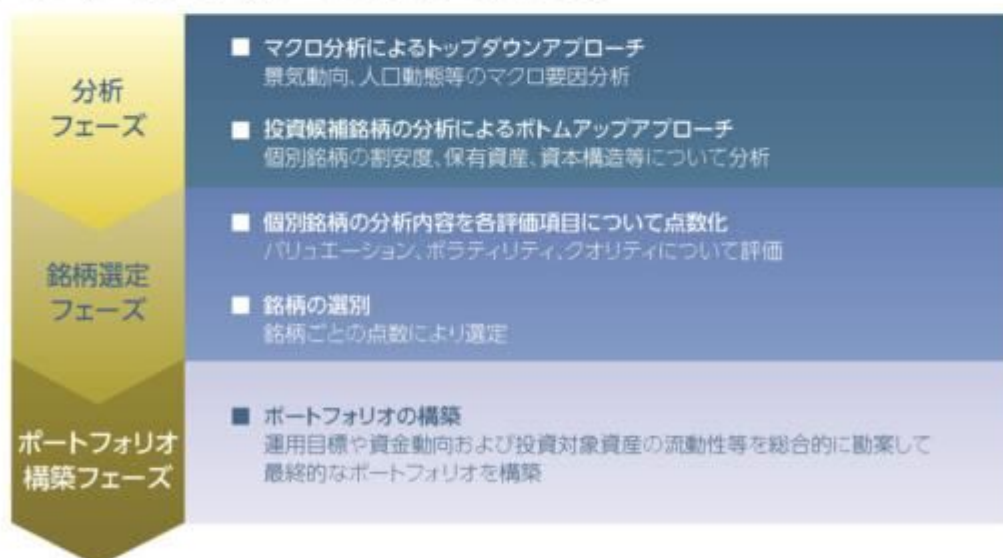
本商標は、マッコーリー・グループ・リミテッドからのライセンスに基づき利用しています。

Macquarie Bank Limited(以下「MBL」といいます)を除き、当資料に言及しているマッコーリー並びにマッコーリー関連会社はどれも1959年銀行法(オーストラリア連邦)上の預金受入機関として認可されておらず、これらの法人の負債にはMBLの預金その他の負債は含まれません。別段の記載がない限りMBLは上述の法人の何れに対しても、その負債に関する保証またはそれ以外の支援提供を行うものではありません。

運用方法
運用プロセス

不動産投資信託証券への投資にあたっては、人口動態分析やマクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

- ファンドにおける運用プロセスは以下の通りです。



1 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

為替対応
方針

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つがあります。

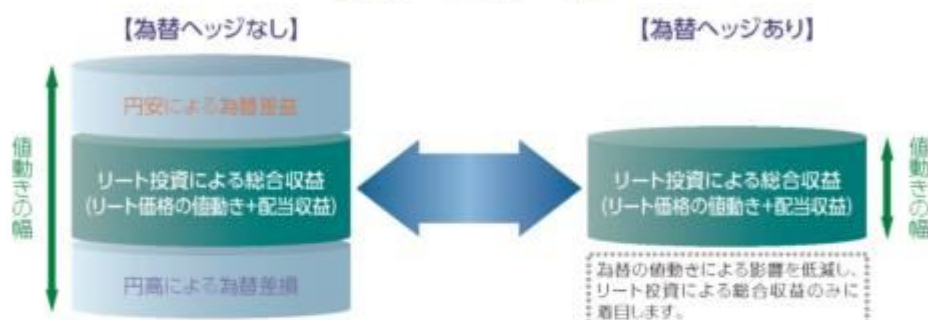
- 「為替ヘッジあり」は、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。

❗ 為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

＜投資リターンのイメージ図＞



❗ 上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をペーパーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



❗ 各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

❗ スwitchingの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月の決算時(14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



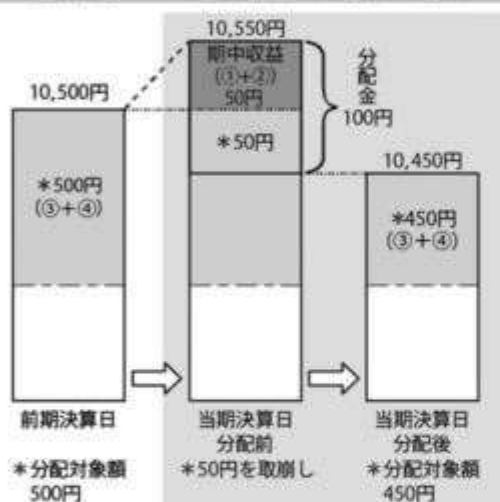
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

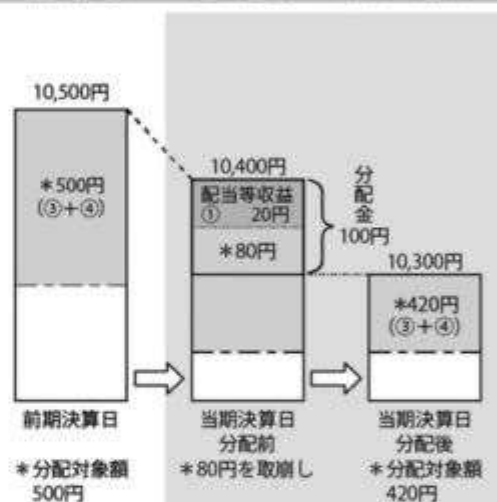
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



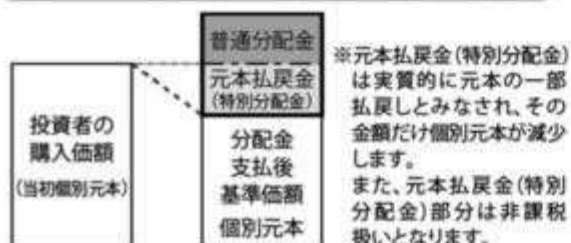
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

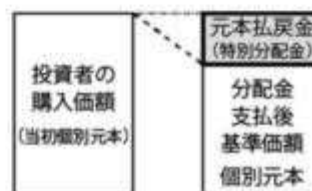
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年2月18日	設定日、信託契約締結、運用開始
2017年3月14日	信託期間を2017年12月14日までから2022年12月14日までに変更
2022年3月26日	ファンドの名称を「三菱UFJ／AMP 米国ハイインカムリートファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）」から「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド<為替ヘッジあり>（毎月決算型）」、「三菱UFJ／AMP 米国ハイインカムリートファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）」から「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）」に変更 ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの名称を「AMP 米国ハイインカムリートマザーファンド」から「マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）		
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等		
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。	
お申込金↓↑収益分配金、解約代金等		
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会 社	再委託先 マッコーリー・インベスト メント・マネジメント・グ ローバル・リミテッド
信託財産の保管・管理等を行 います。	信託財産の運用の指図、 受益権の発行等を行いま す。	委託会社からマザーファン ドの不動産投資信託証券等 の運用の指図に関する権限 の委託を受け、運用の指図 を行います。
投資↓↑損益		
マザーファンド		
投資↓↑損益		
不動産投資信託証券		

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2022年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）」

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）に実質的な投資を行い、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）に実質的な投資を行い、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

す。）に実質的な投資を行い、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

α. 有価証券先物取引等

β. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするマッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、１. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち１. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２. から６. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち２. から６. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１. 預金
２. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３. コール・ローン
４. 手形割引市場において売買される手形
５. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６. 外国の者に対する権利で５. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

米国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

②投資態度

米国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に投資を行い、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざします。不動産投資信託証券への投資にあたっては、人口動態分析、マクロ経済分析等のトップダウン・アプローチと、個別銘柄の割安度や保有資産・業績の分析および資本構造や経営の質等の分析によるボトムアップ・アプローチを併用し、銘柄選定を行います。

不動産投資信託証券等の運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメン
ト・グローバル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。^(注)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

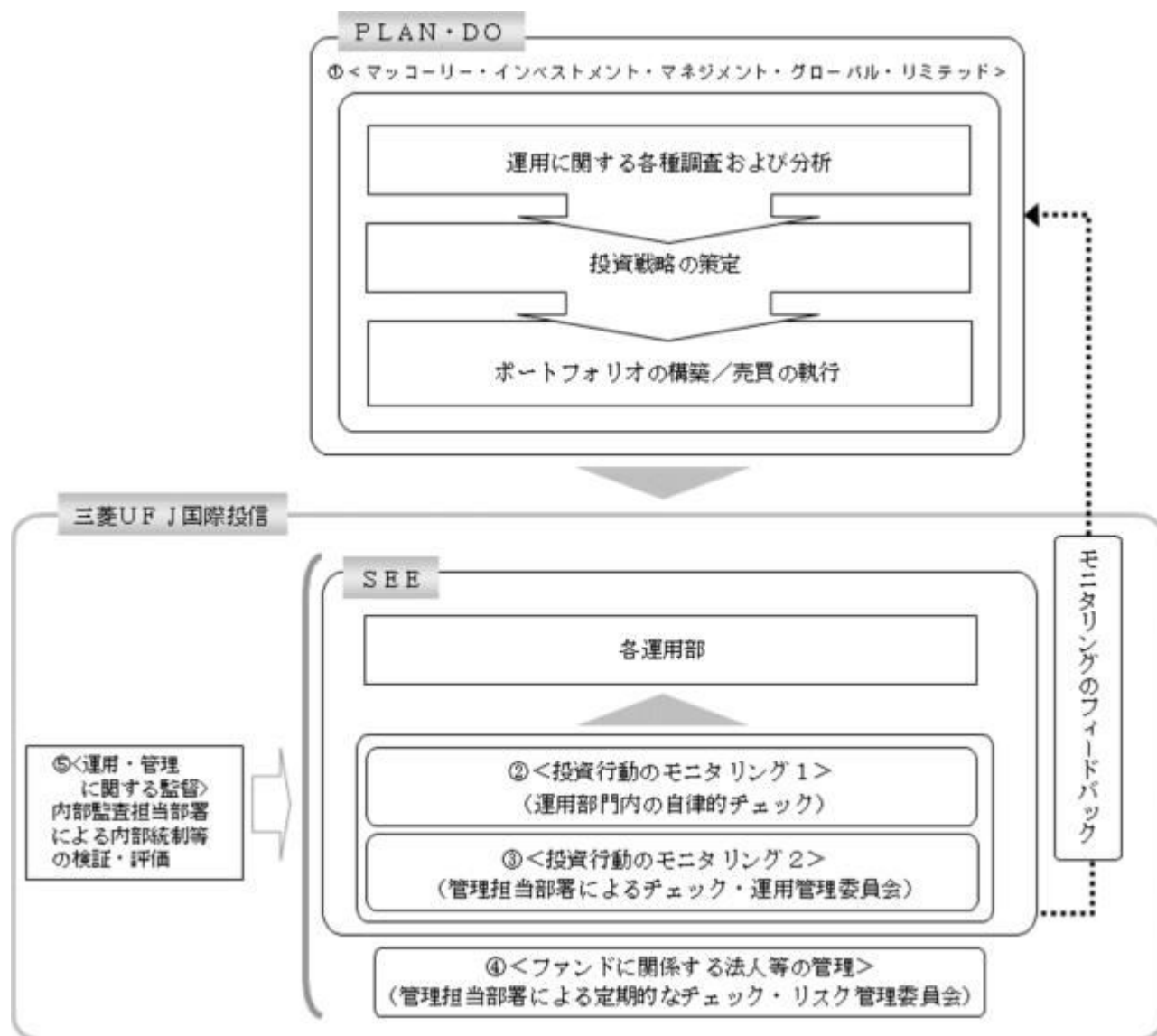
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑦有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑧スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑨外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

（３）【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドはマッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド受益証券を主要投資対象としています。マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンドについては、不動産投資信託証券等の運用の指図に関する権限を、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計

画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a. およびb. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の新株引受権証券等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取

引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c. において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予

約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信

託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）」

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産ですが、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

更に、当ファンドが組み入れる優先リートは、一般の普通リートと比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

優先リートへの投資には次のような特徴があります。

（繰上償還延期）

一般的に優先リートには、繰上償還（コール）条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券もあり、これらの証券が市場で予想されていた期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

（配当の繰り延べまたは停止）

配当の支払い繰り延べ条項を有する優先リートは、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待される配当が得られないこととなり、優先リートの価格が下落する可能性があります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

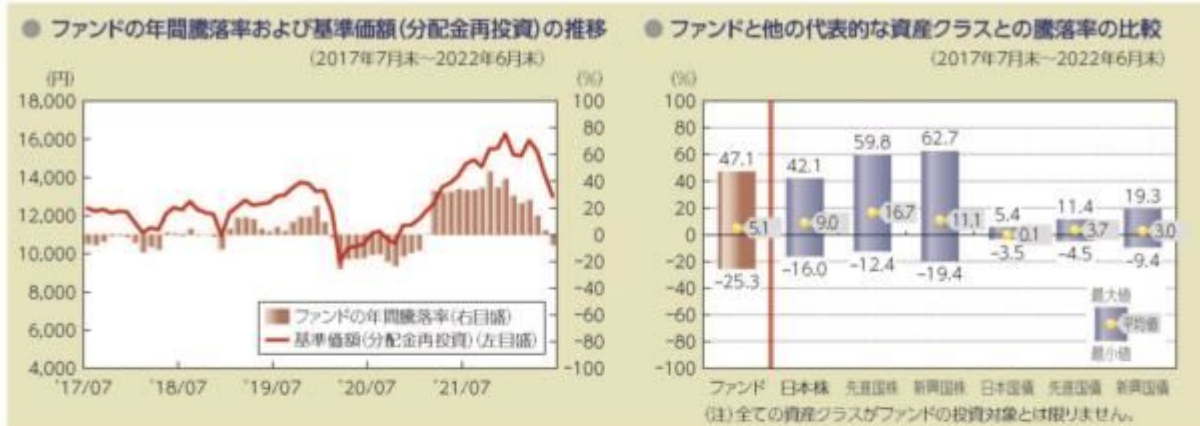
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

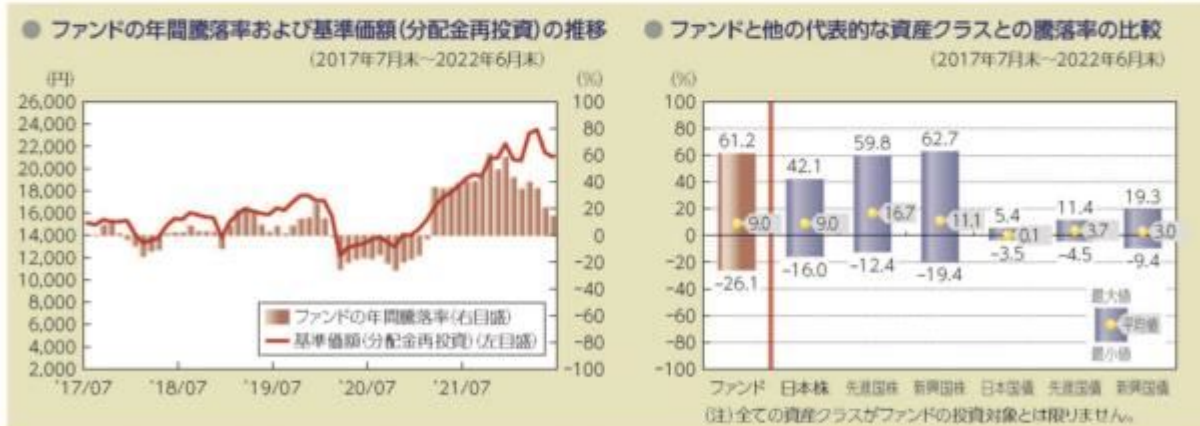
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジあり



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.705%（税抜1.55%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.87%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年3月、6月、9月および12月の末日およびマザーファンドの信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.44%以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	275,705,809	98.19
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,077,946	1.81
純資産総額		280,783,755	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マッコーリー 米国ハイインカム リートマザーファンド	113,026,610	2.2923	259,090,899	2.4393	275,705,809	98.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.19
合計	98.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 3月14日）	504,247,122	504,247,122	10,291	10,291
第2計算期間末日（平成25年 4月15日）	530,995,508	530,995,508	10,837	10,837
第3計算期間末日（平成25年 5月14日）	551,767,894	551,767,894	11,261	11,261
第4計算期間末日（平成25年 6月14日）	510,324,066	510,324,066	10,415	10,415
第5計算期間末日（平成25年 7月16日）	519,832,556	519,832,556	10,609	10,609
第6計算期間末日（平成25年 8月14日）	541,557,140	544,243,893	10,078	10,128
第7計算期間末日（平成25年 9月17日）	596,112,912	599,136,641	9,857	9,907
第8計算期間末日（平成25年10月15日）	616,421,848	619,514,666	9,965	10,015
第9計算期間末日（平成25年11月14日）	610,053,202	613,148,626	9,854	9,904
第10計算期間末日（平成25年12月16日）	627,394,271	630,696,814	9,499	9,549
第11計算期間末日（平成26年 1月14日）	585,736,614	588,780,927	9,620	9,670
第12計算期間末日（平成26年 2月14日）	605,570,930	608,616,657	9,941	9,991
第13計算期間末日（平成26年 3月14日）	611,526,832	614,570,754	10,045	10,095
第14計算期間末日（平成26年 4月14日）	602,013,443	604,992,669	10,104	10,154
第15計算期間末日（平成26年 5月14日）	616,817,214	619,781,667	10,404	10,454
第16計算期間末日（平成26年 6月16日）	617,514,605	620,463,677	10,470	10,520
第17計算期間末日（平成26年 7月14日）	625,617,474	628,567,945	10,602	10,652
第18計算期間末日（平成26年 8月14日）	640,590,221	643,625,127	10,554	10,604
第19計算期間末日（平成26年 9月16日）	624,709,060	627,769,451	10,206	10,256
第20計算期間末日（平成26年10月14日）	635,068,392	638,196,766	10,150	10,200
第21計算期間末日（平成26年11月14日）	654,325,279	657,418,194	10,578	10,628
第22計算期間末日（平成26年12月15日）	698,608,814	701,886,981	10,655	10,705
第23計算期間末日（平成27年 1月14日）	708,997,844	712,164,883	11,193	11,243
第24計算期間末日（平成27年 2月16日）	695,660,319	698,807,018	11,054	11,104
第25計算期間末日（平成27年 3月16日）	665,282,875	668,394,537	10,690	10,740
第26計算期間末日（平成27年 4月14日）	658,763,251	661,841,589	10,700	10,750
第27計算期間末日（平成27年 5月14日）	627,345,293	630,391,083	10,299	10,349
第28計算期間末日（平成27年 6月15日）	603,264,561	606,227,881	10,179	10,229
第29計算期間末日（平成27年 7月14日）	604,924,139	607,898,151	10,170	10,220
第30計算期間末日（平成27年 8月14日）	601,580,264	604,544,932	10,146	10,196
第31計算期間末日（平成27年 9月14日）	556,278,353	559,193,814	9,540	9,590
第32計算期間末日（平成27年10月14日）	577,733,411	580,650,189	9,904	9,954
第33計算期間末日（平成27年11月16日）	561,713,732	564,645,649	9,579	9,629
第34計算期間末日（平成27年12月14日）	556,848,717	559,742,821	9,620	9,670
第35計算期間末日（平成28年 1月14日）	545,871,110	548,772,410	9,407	9,457
第36計算期間末日（平成28年 2月15日）	506,982,535	509,763,563	9,115	9,165
第37計算期間末日（平成28年 3月14日）	560,670,530	563,489,545	9,944	9,994
第38計算期間末日（平成28年 4月14日）	703,780,331	707,229,515	10,202	10,252
第39計算期間末日（平成28年 5月16日）	780,266,478	784,070,498	10,256	10,306

第40計算期間末日	(平成28年 6月14日)	844,162,211	848,244,193	10,340	10,390
第41計算期間末日	(平成28年 7月14日)	1,042,262,203	1,047,025,222	10,941	10,991
第42計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,865,567,533	1,873,990,392	11,074	11,124
第43計算期間末日	(平成28年 9月14日)	2,182,342,572	2,192,709,571	10,525	10,575
第44計算期間末日	(平成28年10月14日)	2,195,210,218	2,205,763,992	10,400	10,450
第45計算期間末日	(平成28年11月14日)	1,905,149,504	1,914,938,564	9,731	9,781
第46計算期間末日	(平成28年12月14日)	2,132,917,067	2,143,359,207	10,213	10,263
第47計算期間末日	(平成29年 1月16日)	2,249,595,806	2,260,591,135	10,230	10,280
第48計算期間末日	(平成29年 2月14日)	2,159,061,594	2,169,620,088	10,224	10,274
第49計算期間末日	(平成29年 3月14日)	1,710,350,243	1,719,082,011	9,794	9,844
第50計算期間末日	(平成29年 4月14日)	1,680,968,237	1,689,234,961	10,167	10,217
第51計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,313,983,282	1,320,863,092	9,550	9,600
第52計算期間末日	(平成29年 6月14日)	1,807,485,973	1,816,738,629	9,767	9,817
第53計算期間末日	(平成29年 7月14日)	1,437,607,774	1,445,071,946	9,630	9,680
第54計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,364,871,891	1,372,070,082	9,481	9,531
第55計算期間末日	(平成29年 9月14日)	1,259,159,459	1,265,649,732	9,700	9,750
第56計算期間末日	(平成29年10月16日)	1,271,386,619	1,277,956,747	9,676	9,726
第57計算期間末日	(平成29年11月14日)	1,271,978,173	1,278,688,211	9,478	9,528
第58計算期間末日	(平成29年12月14日)	1,128,809,579	1,134,804,946	9,414	9,464
第59計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,063,584,891	1,069,485,300	9,013	9,063
第60計算期間末日	(平成30年 2月14日)	919,258,105	924,677,623	8,481	8,531
第61計算期間末日	(平成30年 3月14日)	854,570,138	859,564,841	8,555	8,605
第62計算期間末日	(平成30年 4月16日)	815,403,179	820,214,275	8,474	8,524
第63計算期間末日	(平成30年 5月14日)	834,188,142	838,927,927	8,800	8,850
第64計算期間末日	(平成30年 6月14日)	810,182,111	814,664,341	9,038	9,088
第65計算期間末日	(平成30年 7月17日)	789,043,613	793,331,774	9,200	9,250
第66計算期間末日	(平成30年 8月14日)	758,293,078	762,455,783	9,108	9,158
第67計算期間末日	(平成30年 9月14日)	732,497,601	736,453,797	9,258	9,308
第68計算期間末日	(平成30年10月15日)	658,370,388	662,224,406	8,541	8,591
第69計算期間末日	(平成30年11月14日)	665,613,887	669,388,083	8,818	8,868
第70計算期間末日	(平成30年12月14日)	624,991,455	628,644,102	8,555	8,605
第71計算期間末日	(平成31年 1月15日)	602,348,492	606,001,882	8,244	8,294
第72計算期間末日	(平成31年 2月14日)	635,147,004	638,746,802	8,822	8,872
第73計算期間末日	(平成31年 3月14日)	621,520,417	625,022,484	8,874	8,924
第74計算期間末日	(平成31年 4月15日)	600,712,250	604,045,218	9,012	9,062
第75計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	582,416,935	585,666,798	8,961	9,011
第76計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	583,270,240	586,518,725	8,978	9,028
第77計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	565,581,198	568,757,176	8,904	8,954
第78計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	566,076,875	567,978,064	8,932	8,962
第79計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	571,665,807	573,549,017	9,107	9,137
第80計算期間末日	(令和 1年10月15日)	581,527,745	583,428,666	9,178	9,208
第81計算期間末日	(令和 1年11月14日)	581,073,840	582,975,856	9,165	9,195

第82計算期間末日	(令和 1年12月16日)	556,730,010	558,600,953	8,927	8,957
第83計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	562,560,572	564,428,443	9,035	9,065
第84計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	547,649,766	549,464,479	9,053	9,083
第85計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	418,507,380	420,305,952	6,981	7,011
第86計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	402,232,923	404,033,702	6,701	6,731
第87計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	375,185,729	376,989,059	6,242	6,272
第88計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	428,334,959	430,136,115	7,134	7,164
第89計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	414,604,736	416,408,222	6,897	6,927
第90計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	436,132,342	437,937,895	7,247	7,277
第91計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	429,785,887	431,593,497	7,133	7,163
第92計算期間末日	(令和 2年10月14日)	438,198,101	439,990,357	7,335	7,365
第93計算期間末日	(令和 2年11月16日)	440,685,403	442,444,152	7,517	7,547
第94計算期間末日	(令和 2年12月14日)	425,913,373	427,638,733	7,406	7,436
第95計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	423,062,354	424,778,270	7,397	7,427
第96計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	434,867,332	436,523,164	7,879	7,909
第97計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	425,147,059	426,734,442	8,035	8,065
第98計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	436,209,332	437,791,127	8,273	8,303
第99計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	437,521,560	439,086,723	8,386	8,416
第100計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	445,132,237	446,595,226	9,128	9,158
第101計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	441,843,341	443,302,110	9,087	9,117
第102計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	442,605,322	444,035,063	9,287	9,317
第103計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	417,644,481	419,000,175	9,242	9,272
第104計算期間末日	(令和 3年10月14日)	400,477,901	401,765,472	9,331	9,361
第105計算期間末日	(令和 3年11月15日)	395,336,260	396,562,411	9,673	9,703
第106計算期間末日	(令和 3年12月14日)	392,860,294	394,059,890	9,825	9,855
第107計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	393,503,673	394,702,080	9,851	9,881
第108計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	349,681,026	350,819,790	9,212	9,242
第109計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	339,481,393	340,578,996	9,279	9,309
第110計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	340,461,455	341,520,563	9,644	9,674
第111計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	299,270,427	300,332,220	8,456	8,486
第112計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	269,244,360	270,307,260	7,599	7,629
	令和 3年 6月末日	433,467,755	—	8,905	—
	7月末日	451,590,680	—	9,281	—
	8月末日	433,990,457	—	9,385	—
	9月末日	399,746,186	—	9,123	—
	10月末日	403,782,285	—	9,688	—
	11月末日	391,112,903	—	9,667	—
	12月末日	403,877,395	—	10,107	—
	令和 4年 1月末日	363,207,157	—	9,407	—
	2月末日	350,409,151	—	9,332	—
	3月末日	346,887,495	—	9,800	—
	4月末日	333,381,121	—	9,435	—

5月末日	305,631,937	—	8,626	—
6月末日	280,783,755	—	7,918	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円
第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円

第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円

第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	30円
第88計算期間	30円
第89計算期間	30円
第90計算期間	30円
第91計算期間	30円
第92計算期間	30円
第93計算期間	30円
第94計算期間	30円
第95計算期間	30円
第96計算期間	30円
第97計算期間	30円
第98計算期間	30円
第99計算期間	30円
第100計算期間	30円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円
第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.91
第2計算期間	5.30

第3計算期間	3.91
第4計算期間	△7.51
第5計算期間	1.86
第6計算期間	△4.53
第7計算期間	△1.69
第8計算期間	1.60
第9計算期間	△0.61
第10計算期間	△3.09
第11計算期間	1.80
第12計算期間	3.85
第13計算期間	1.54
第14計算期間	1.08
第15計算期間	3.46
第16計算期間	1.11
第17計算期間	1.73
第18計算期間	0.01
第19計算期間	△2.82
第20計算期間	△0.05
第21計算期間	4.70
第22計算期間	1.20
第23計算期間	5.51
第24計算期間	△0.79
第25計算期間	△2.84
第26計算期間	0.56
第27計算期間	△3.28
第28計算期間	△0.67
第29計算期間	0.40
第30計算期間	0.25
第31計算期間	△5.47
第32計算期間	4.33
第33計算期間	△2.77
第34計算期間	0.94
第35計算期間	△1.69
第36計算期間	△2.57
第37計算期間	9.64
第38計算期間	3.09
第39計算期間	1.01
第40計算期間	1.30
第41計算期間	6.29
第42計算期間	1.67
第43計算期間	△4.50
第44計算期間	△0.71

第45計算期間	△5.95
第46計算期間	5.46
第47計算期間	0.65
第48計算期間	0.43
第49計算期間	△3.71
第50計算期間	4.31
第51計算期間	△5.57
第52計算期間	2.79
第53計算期間	△0.89
第54計算期間	△1.02
第55計算期間	2.83
第56計算期間	0.26
第57計算期間	△1.52
第58計算期間	△0.14
第59計算期間	△3.72
第60計算期間	△5.34
第61計算期間	1.46
第62計算期間	△0.36
第63計算期間	4.43
第64計算期間	3.27
第65計算期間	2.34
第66計算期間	△0.45
第67計算期間	2.19
第68計算期間	△7.20
第69計算期間	3.82
第70計算期間	△2.41
第71計算期間	△3.05
第72計算期間	7.61
第73計算期間	1.15
第74計算期間	2.11
第75計算期間	△0.01
第76計算期間	0.74
第77計算期間	△0.26
第78計算期間	0.65
第79計算期間	2.29
第80計算期間	1.10
第81計算期間	0.18
第82計算期間	△2.26
第83計算期間	1.54
第84計算期間	0.53
第85計算期間	△22.55
第86計算期間	△3.58

第87計算期間	△6.40
第88計算期間	14.77
第89計算期間	△2.90
第90計算期間	5.50
第91計算期間	△1.15
第92計算期間	3.25
第93計算期間	2.89
第94計算期間	△1.07
第95計算期間	0.28
第96計算期間	6.92
第97計算期間	2.36
第98計算期間	3.33
第99計算期間	1.72
第100計算期間	9.20
第101計算期間	△0.12
第102計算期間	2.53
第103計算期間	△0.16
第104計算期間	1.28
第105計算期間	3.98
第106計算期間	1.88
第107計算期間	0.56
第108計算期間	△6.18
第109計算期間	1.05
第110計算期間	4.25
第111計算期間	△12.00
第112計算期間	△9.78

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	490,000,000	—	490,000,000
第2計算期間	—	—	490,000,000
第3計算期間	—	—	490,000,000
第4計算期間	—	—	490,000,000
第5計算期間	—	—	490,000,000
第6計算期間	47,350,758	—	537,350,758
第7計算期間	67,776,051	380,849	604,745,960
第8計算期間	13,817,827	—	618,563,787
第9計算期間	1,521,310	1,000,284	619,084,813
第10計算期間	41,423,966	—	660,508,779

第11計算期間	3,138,630	54,784,646	608,862,763
第12計算期間	282,756	—	609,145,519
第13計算期間	9,661,751	10,022,841	608,784,429
第14計算期間	6,925,315	19,864,400	595,845,344
第15計算期間	81,771	3,036,337	592,890,778
第16計算期間	68,103	3,144,346	589,814,535
第17計算期間	1,439,592	1,159,774	590,094,353
第18計算期間	33,030,830	16,143,836	606,981,347
第19計算期間	14,953,961	9,857,046	612,078,262
第20計算期間	13,596,611	—	625,674,873
第21計算期間	159,258	7,251,047	618,583,084
第22計算期間	37,050,510	—	655,633,594
第23計算期間	3,747,799	25,973,399	633,407,994
第24計算期間	30,330,213	34,398,262	629,339,945
第25計算期間	224,727	7,232,157	622,332,515
第26計算期間	251,629	6,916,455	615,667,689
第27計算期間	234,422	6,744,069	609,158,042
第28計算期間	1,280,334	17,774,303	592,664,073
第29計算期間	2,138,449	—	594,802,522
第30計算期間	236,017	2,104,782	592,933,757
第31計算期間	232,863	10,074,326	583,092,294
第32計算期間	263,429	—	583,355,723
第33計算期間	6,060,975	3,033,273	586,383,425
第34計算期間	266,017	7,828,640	578,820,802
第35計算期間	2,234,373	795,085	580,260,090
第36計算期間	342,720	24,397,148	556,205,662
第37計算期間	7,599,541	2,046	563,803,157
第38計算期間	126,140,262	106,469	689,836,950
第39計算期間	83,267,204	12,299,985	760,804,169
第40計算期間	80,981,602	25,389,344	816,396,427
第41計算期間	195,947,551	59,740,136	952,603,842
第42計算期間	906,645,777	174,677,666	1,684,571,953
第43計算期間	497,566,036	108,738,003	2,073,399,986
第44計算期間	275,075,124	237,720,194	2,110,754,916
第45計算期間	38,279,481	191,222,367	1,957,812,030
第46計算期間	448,760,997	318,144,839	2,088,428,188
第47計算期間	394,962,021	284,324,249	2,199,065,960
第48計算期間	184,405,012	271,772,129	2,111,698,843
第49計算期間	101,723,634	467,068,748	1,746,353,729
第50計算期間	122,649,663	215,658,538	1,653,344,854
第51計算期間	145,842,060	423,224,775	1,375,962,139
第52計算期間	525,183,759	50,614,696	1,850,531,202

第53計算期間	141,604,795	499,301,498	1,492,834,499
第54計算期間	48,759,368	101,955,542	1,439,638,325
第55計算期間	22,973,165	164,556,868	1,298,054,622
第56計算期間	188,401,654	172,430,497	1,314,025,779
第57計算期間	129,722,333	101,740,415	1,342,007,697
第58計算期間	22,380,953	165,315,218	1,199,073,432
第59計算期間	32,859,693	51,851,234	1,180,081,891
第60計算期間	1,616,778	97,795,057	1,083,903,612
第61計算期間	1,405,166	86,367,991	998,940,787
第62計算期間	1,503,582	38,225,108	962,219,261
第63計算期間	1,275,152	15,537,389	947,957,024
第64計算期間	1,208,853	52,719,761	896,446,116
第65計算期間	3,251,442	42,065,252	857,632,306
第66計算期間	3,518,146	28,609,383	832,541,069
第67計算期間	1,003,333	42,305,025	791,239,377
第68計算期間	905,921	21,341,558	770,803,740
第69計算期間	1,019,191	16,983,696	754,839,235
第70計算期間	1,105,591	25,415,402	730,529,424
第71計算期間	1,037,515	888,746	730,678,193
第72計算期間	11,302,501	22,020,990	719,959,704
第73計算期間	922,549	20,468,675	700,413,578
第74計算期間	860,295	34,680,114	666,593,759
第75計算期間	2,972,129	19,593,141	649,972,747
第76計算期間	824,133	1,099,761	649,697,119
第77計算期間	822,694	15,324,035	635,195,778
第78計算期間	3,049,312	4,515,423	633,729,667
第79計算期間	1,035,084	7,028,033	627,736,718
第80計算期間	12,191,484	6,287,828	633,640,374
第81計算期間	20,344,779	19,979,546	634,005,607
第82計算期間	435,284	10,792,993	623,647,898
第83計算期間	468,059	1,492,182	622,623,775
第84計算期間	1,548,357	19,267,709	604,904,423
第85計算期間	454,528	5,834,887	599,524,064
第86計算期間	2,198,512	1,462,613	600,259,963
第87計算期間	850,252	—	601,110,215
第88計算期間	775,794	1,500,654	600,385,355
第89計算期間	801,751	24,905	601,162,201
第90計算期間	689,177	155	601,851,223
第91計算期間	685,822	116	602,536,929
第92計算期間	673,157	5,791,191	597,418,895
第93計算期間	1,323,159	12,492,196	586,249,858
第94計算期間	625,000	11,754,758	575,120,100

第95計算期間	1,414,877	4,562,761	571,972,216
第96計算期間	3,999,316	24,027,251	551,944,281
第97計算期間	704,550	23,520,990	529,127,841
第98計算期間	565,624	2,428,199	527,265,266
第99計算期間	786,292	6,330,245	521,721,313
第100計算期間	993,578	35,051,887	487,663,004
第101計算期間	440,222	1,846,568	486,256,658
第102計算期間	540,214	10,216,532	476,580,340
第103計算期間	485,877	25,168,143	451,898,074
第104計算期間	2,551,080	25,258,797	429,190,357
第105計算期間	390,087	20,863,432	408,717,012
第106計算期間	468,574	9,320,251	399,865,335
第107計算期間	349,643	745,662	399,469,316
第108計算期間	348,078	20,229,153	379,588,241
第109計算期間	329,480	14,049,839	365,867,882
第110計算期間	528,495	13,360,188	353,036,189
第111計算期間	912,653	17,641	353,931,201
第112計算期間	374,760	5,726	354,300,235

【三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 4年 6月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	374,664,559	99.55
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,682,884	0.45
純資産総額		376,347,443	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	マッコーリー 米国ハイインカム リートマザーファンド	153,595,113	2.2927	352,153,733	2.4393	374,664,559	99.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.55
合計	99.55

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 3月14日）	10,517,029	10,517,029	10,517	10,517
第2計算期間末日（平成25年 4月15日）	11,381,232	11,381,232	11,381	11,381
第3計算期間末日（平成25年 5月14日）	12,163,977	12,163,977	12,164	12,164
第4計算期間末日（平成25年 6月14日）	10,477,301	10,477,301	10,477	10,477
第5計算期間末日（平成25年 7月16日）	11,285,215	11,285,215	11,285	11,285
第6計算期間末日（平成25年 8月14日）	390,003,061	392,583,585	10,579	10,649
第7計算期間末日（平成25年 9月17日）	1,068,383,738	1,075,528,354	10,468	10,538
第8計算期間末日（平成25年10月15日）	1,418,927,490	1,428,389,431	10,497	10,567
第9計算期間末日（平成25年11月14日）	1,519,397,394	1,529,580,299	10,445	10,515
第10計算期間末日（平成25年12月16日）	1,591,508,841	1,602,187,323	10,433	10,503
第11計算期間末日（平成26年 1月14日）	1,597,027,327	1,607,610,708	10,563	10,633
第12計算期間末日（平成26年 2月14日）	1,667,153,368	1,677,965,435	10,794	10,864
第13計算期間末日（平成26年 3月14日）	1,465,443,066	1,474,903,335	10,843	10,913
第14計算期間末日（平成26年 4月14日）	1,198,433,433	1,206,163,776	10,852	10,922
第15計算期間末日（平成26年 5月14日）	1,232,538,372	1,240,211,806	11,244	11,314
第16計算期間末日（平成26年 6月16日）	1,152,477,819	1,159,630,365	11,279	11,349

第17計算期間末日	(平成26年 7月14日)	1,208,567,523	1,216,028,981	11,338	11,408
第18計算期間末日	(平成26年 8月14日)	1,245,802,560	1,253,450,976	11,402	11,472
第19計算期間末日	(平成26年 9月16日)	1,288,784,397	1,296,619,679	11,514	11,584
第20計算期間末日	(平成26年10月14日)	1,499,524,323	1,508,706,558	11,431	11,501
第21計算期間末日	(平成26年11月14日)	1,685,071,411	1,694,218,497	12,895	12,965
第22計算期間末日	(平成26年12月15日)	2,360,510,032	2,372,981,641	13,249	13,319
第23計算期間末日	(平成27年 1月14日)	2,522,688,871	2,535,476,749	13,809	13,879
第24計算期間末日	(平成27年 2月16日)	2,605,656,587	2,618,923,459	13,748	13,818
第25計算期間末日	(平成27年 3月16日)	2,513,221,999	2,526,149,673	13,608	13,678
第26計算期間末日	(平成27年 4月14日)	2,278,421,838	2,290,280,287	13,449	13,519
第27計算期間末日	(平成27年 5月14日)	2,146,278,634	2,157,942,391	12,881	12,951
第28計算期間末日	(平成27年 6月15日)	2,094,987,944	2,106,117,542	13,176	13,246
第29計算期間末日	(平成27年 7月14日)	2,029,508,212	2,040,279,243	13,190	13,260
第30計算期間末日	(平成27年 8月14日)	1,957,849,635	1,968,204,830	13,235	13,305
第31計算期間末日	(平成27年 9月14日)	1,579,090,800	1,588,264,962	12,049	12,119
第32計算期間末日	(平成27年10月14日)	1,556,129,815	1,564,911,325	12,404	12,474
第33計算期間末日	(平成27年11月16日)	1,464,876,013	1,473,215,842	12,295	12,365
第34計算期間末日	(平成27年12月14日)	1,435,993,991	1,444,254,959	12,168	12,238
第35計算期間末日	(平成28年 1月14日)	1,296,101,504	1,303,926,006	11,595	11,665
第36計算期間末日	(平成28年 2月15日)	1,211,569,233	1,219,412,815	10,813	10,883
第37計算期間末日	(平成28年 3月14日)	1,337,875,171	1,345,773,222	11,858	11,928
第38計算期間末日	(平成28年 4月14日)	1,293,056,007	1,300,797,096	11,693	11,763
第39計算期間末日	(平成28年 5月16日)	1,312,000,257	1,319,857,550	11,689	11,759
第40計算期間末日	(平成28年 6月14日)	1,300,260,179	1,308,183,986	11,487	11,557
第41計算期間末日	(平成28年 7月14日)	1,340,347,570	1,348,212,229	11,930	12,000
第42計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,323,595,640	1,331,471,479	11,764	11,834
第43計算期間末日	(平成28年 9月14日)	1,391,123,647	1,399,721,773	11,326	11,396
第44計算期間末日	(平成28年10月14日)	1,419,695,091	1,428,481,431	11,311	11,381
第45計算期間末日	(平成28年11月14日)	1,308,341,363	1,316,722,690	10,927	10,997
第46計算期間末日	(平成28年12月14日)	1,239,434,768	1,246,493,657	12,291	12,361
第47計算期間末日	(平成29年 1月16日)	1,160,084,107	1,166,709,961	12,256	12,326
第48計算期間末日	(平成29年 2月14日)	1,163,002,476	1,172,571,517	12,154	12,254
第49計算期間末日	(平成29年 3月14日)	1,148,627,030	1,158,420,413	11,729	11,829
第50計算期間末日	(平成29年 4月14日)	1,143,101,122	1,152,988,398	11,561	11,661
第51計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,119,416,615	1,129,367,283	11,250	11,350
第52計算期間末日	(平成29年 6月14日)	1,258,362,774	1,269,644,118	11,154	11,254
第53計算期間末日	(平成29年 7月14日)	1,191,650,341	1,202,188,045	11,308	11,408
第54計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,239,625,606	1,251,193,844	10,716	10,816
第55計算期間末日	(平成29年 9月14日)	1,224,494,172	1,235,569,748	11,056	11,156
第56計算期間末日	(平成29年10月16日)	1,099,040,715	1,108,900,077	11,147	11,247
第57計算期間末日	(平成29年11月14日)	1,044,184,425	1,053,647,135	11,035	11,135
第58計算期間末日	(平成29年12月14日)	969,088,447	978,021,328	10,849	10,949

第59計算期間末日	(平成30年 1月15日)	855,040,528	863,426,212	10,196	10,296
第60計算期間末日	(平成30年 2月14日)	904,908,270	914,634,672	9,304	9,404
第61計算期間末日	(平成30年 3月14日)	884,219,315	893,771,306	9,257	9,357
第62計算期間末日	(平成30年 4月16日)	889,930,745	899,590,530	9,213	9,313
第63計算期間末日	(平成30年 5月14日)	939,119,510	948,799,628	9,702	9,802
第64計算期間末日	(平成30年 6月14日)	950,549,950	960,020,038	10,037	10,137
第65計算期間末日	(平成30年 7月17日)	954,544,197	963,730,642	10,391	10,491
第66計算期間末日	(平成30年 8月14日)	927,525,247	936,694,747	10,115	10,215
第67計算期間末日	(平成30年 9月14日)	969,842,660	979,182,393	10,384	10,484
第68計算期間末日	(平成30年10月15日)	864,699,953	873,762,988	9,541	9,641
第69計算期間末日	(平成30年11月14日)	915,823,468	924,985,736	9,996	10,096
第70計算期間末日	(平成30年12月14日)	871,201,115	880,237,659	9,641	9,741
第71計算期間末日	(平成31年 1月15日)	802,181,176	811,242,647	8,853	8,953
第72計算期間末日	(平成31年 2月14日)	873,344,459	882,363,125	9,684	9,784
第73計算期間末日	(平成31年 3月14日)	879,006,323	888,026,414	9,745	9,845
第74計算期間末日	(平成31年 4月15日)	835,559,378	843,962,722	9,943	10,043
第75計算期間末日	(令和 1年 5月14日)	807,745,533	816,118,915	9,647	9,747
第76計算期間末日	(令和 1年 6月14日)	792,040,485	800,327,247	9,558	9,658
第77計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	775,858,026	784,095,175	9,419	9,519
第78計算期間末日	(令和 1年 8月14日)	818,013,650	824,175,233	9,293	9,363
第79計算期間末日	(令和 1年 9月17日)	839,819,160	845,929,598	9,621	9,691
第80計算期間末日	(令和 1年10月15日)	843,907,624	849,999,668	9,697	9,767
第81計算期間末日	(令和 1年11月14日)	803,777,670	809,578,085	9,700	9,770
第82計算期間末日	(令和 1年12月16日)	727,865,119	733,241,844	9,476	9,546
第83計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	733,496,677	738,823,541	9,639	9,709
第84計算期間末日	(令和 2年 2月14日)	681,990,460	686,957,153	9,612	9,682
第85計算期間末日	(令和 2年 3月16日)	450,535,091	454,967,843	7,115	7,185
第86計算期間末日	(令和 2年 4月14日)	430,443,958	434,846,901	6,843	6,913
第87計算期間末日	(令和 2年 5月14日)	397,279,162	401,697,223	6,295	6,365
第88計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	455,062,860	459,496,418	7,185	7,255
第89計算期間末日	(令和 2年 7月14日)	411,254,962	415,422,604	6,907	6,977
第90計算期間末日	(令和 2年 8月14日)	422,950,216	427,055,336	7,212	7,282
第91計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	409,691,185	413,784,867	7,006	7,076
第92計算期間末日	(令和 2年10月14日)	417,237,188	421,338,166	7,122	7,192
第93計算期間末日	(令和 2年11月16日)	408,176,408	412,140,422	7,208	7,278
第94計算期間末日	(令和 2年12月14日)	395,710,207	399,656,367	7,019	7,089
第95計算期間末日	(令和 3年 1月14日)	383,172,631	387,020,994	6,970	7,040
第96計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	408,839,300	411,567,729	7,492	7,542
第97計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	427,749,901	430,454,852	7,907	7,957
第98計算期間末日	(令和 3年 4月14日)	433,583,570	436,255,792	8,113	8,163
第99計算期間末日	(令和 3年 5月14日)	442,436,992	445,112,452	8,268	8,318
第100計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	476,707,099	479,351,722	9,013	9,063

第101計算期間末日	(令和 3年 7月14日)	446,242,049	448,714,437	9,025	9,075
第102計算期間末日	(令和 3年 8月16日)	431,928,321	434,297,169	9,117	9,167
第103計算期間末日	(令和 3年 9月14日)	408,833,127	411,079,588	9,099	9,149
第104計算期間末日	(令和 3年10月14日)	423,895,208	426,140,262	9,441	9,491
第105計算期間末日	(令和 3年11月15日)	423,337,700	425,491,458	9,828	9,878
第106計算期間末日	(令和 3年12月14日)	417,199,058	419,299,061	9,933	9,983
第107計算期間末日	(令和 4年 1月14日)	420,420,079	422,525,302	9,985	10,035
第108計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	395,552,160	397,653,003	9,414	9,464
第109計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	392,085,602	394,119,113	9,641	9,691
第110計算期間末日	(令和 4年 4月14日)	431,657,775	433,677,687	10,685	10,735
第111計算期間末日	(令和 4年 5月16日)	380,667,261	382,641,746	9,640	9,690
第112計算期間末日	(令和 4年 6月14日)	352,905,869	354,880,335	8,937	8,987
	令和 3年 6月末日	445,757,157	—	8,850	—
	7月末日	435,319,540	—	9,126	—
	8月末日	435,591,080	—	9,248	—
	9月末日	410,512,505	—	9,130	—
	10月末日	424,375,660	—	9,832	—
	11月末日	418,296,176	—	9,795	—
	12月末日	436,404,763	—	10,346	—
	令和 4年 1月末日	401,124,930	—	9,635	—
	2月末日	387,675,609	—	9,541	—
	3月末日	428,151,144	—	10,602	—
	4月末日	425,664,543	—	10,718	—
	5月末日	384,160,345	—	9,734	—
	6月末日	376,347,443	—	9,498	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	70円
第7計算期間	70円
第8計算期間	70円
第9計算期間	70円
第10計算期間	70円
第11計算期間	70円
第12計算期間	70円

第13計算期間	70円
第14計算期間	70円
第15計算期間	70円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円
第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円
第25計算期間	70円
第26計算期間	70円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	70円
第35計算期間	70円
第36計算期間	70円
第37計算期間	70円
第38計算期間	70円
第39計算期間	70円
第40計算期間	70円
第41計算期間	70円
第42計算期間	70円
第43計算期間	70円
第44計算期間	70円
第45計算期間	70円
第46計算期間	70円
第47計算期間	70円
第48計算期間	100円
第49計算期間	100円
第50計算期間	100円
第51計算期間	100円
第52計算期間	100円
第53計算期間	100円
第54計算期間	100円

第55計算期間	100円
第56計算期間	100円
第57計算期間	100円
第58計算期間	100円
第59計算期間	100円
第60計算期間	100円
第61計算期間	100円
第62計算期間	100円
第63計算期間	100円
第64計算期間	100円
第65計算期間	100円
第66計算期間	100円
第67計算期間	100円
第68計算期間	100円
第69計算期間	100円
第70計算期間	100円
第71計算期間	100円
第72計算期間	100円
第73計算期間	100円
第74計算期間	100円
第75計算期間	100円
第76計算期間	100円
第77計算期間	100円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	70円
第83計算期間	70円
第84計算期間	70円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	50円

第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.17
第2計算期間	8.21
第3計算期間	6.87
第4計算期間	△13.86
第5計算期間	7.71
第6計算期間	△5.63
第7計算期間	△0.38
第8計算期間	0.94
第9計算期間	0.17
第10計算期間	0.55
第11計算期間	1.91
第12計算期間	2.84
第13計算期間	1.10
第14計算期間	0.72
第15計算期間	4.25
第16計算期間	0.93
第17計算期間	1.14
第18計算期間	1.18
第19計算期間	1.59
第20計算期間	△0.11
第21計算期間	13.41

第22計算期間	3.28
第23計算期間	4.75
第24計算期間	0.06
第25計算期間	△0.50
第26計算期間	△0.65
第27計算期間	△3.70
第28計算期間	2.83
第29計算期間	0.63
第30計算期間	0.87
第31計算期間	△8.43
第32計算期間	3.52
第33計算期間	△0.31
第34計算期間	△0.46
第35計算期間	△4.13
第36計算期間	△6.14
第37計算期間	10.31
第38計算期間	△0.80
第39計算期間	0.56
第40計算期間	△1.12
第41計算期間	4.46
第42計算期間	△0.80
第43計算期間	△3.12
第44計算期間	0.48
第45計算期間	△2.77
第46計算期間	13.12
第47計算期間	0.28
第48計算期間	△0.01
第49計算期間	△2.67
第50計算期間	△0.57
第51計算期間	△1.82
第52計算期間	0.03
第53計算期間	2.27
第54計算期間	△4.35
第55計算期間	4.10
第56計算期間	1.72
第57計算期間	△0.10
第58計算期間	△0.77
第59計算期間	△5.09
第60計算期間	△7.76
第61計算期間	0.56
第62計算期間	0.60
第63計算期間	6.39

第64計算期間	4.48
第65計算期間	4.52
第66計算期間	△1.69
第67計算期間	3.64
第68計算期間	△7.15
第69計算期間	5.81
第70計算期間	△2.55
第71計算期間	△7.13
第72計算期間	10.51
第73計算期間	1.66
第74計算期間	3.05
第75計算期間	△1.97
第76計算期間	0.11
第77計算期間	△0.40
第78計算期間	△0.59
第79計算期間	4.28
第80計算期間	1.51
第81計算期間	0.75
第82計算期間	△1.58
第83計算期間	2.45
第84計算期間	0.44
第85計算期間	△25.24
第86計算期間	△2.83
第87計算期間	△6.98
第88計算期間	15.25
第89計算期間	△2.89
第90計算期間	5.42
第91計算期間	△1.88
第92計算期間	2.65
第93計算期間	2.19
第94計算期間	△1.65
第95計算期間	0.29
第96計算期間	8.20
第97計算期間	6.20
第98計算期間	3.23
第99計算期間	2.52
第100計算期間	9.61
第101計算期間	0.68
第102計算期間	1.57
第103計算期間	0.35
第104計算期間	4.30
第105計算期間	4.62

第106計算期間	1.57
第107計算期間	1.02
第108計算期間	△5.21
第109計算期間	2.94
第110計算期間	11.34
第111計算期間	△9.31
第112計算期間	△6.77

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	10,000,000	—	10,000,000
第2計算期間	—	—	10,000,000
第3計算期間	—	—	10,000,000
第4計算期間	—	—	10,000,000
第5計算期間	—	—	10,000,000
第6計算期間	358,646,314	—	368,646,314
第7計算期間	652,013,150	—	1,020,659,464
第8計算期間	360,024,226	28,977,781	1,351,705,909
第9計算期間	150,611,815	47,616,941	1,454,700,783
第10計算期間	258,041,586	187,244,933	1,525,497,436
第11計算期間	119,600,925	133,186,774	1,511,911,587
第12計算期間	140,886,263	108,216,830	1,544,581,020
第13計算期間	25,002,671	218,116,622	1,351,467,069
第14計算期間	69,242,175	316,374,486	1,104,334,758
第15計算期間	85,182,756	93,312,630	1,096,204,884
第16計算期間	50,041,436	124,453,934	1,021,792,386
第17計算期間	99,579,066	55,448,772	1,065,922,680
第18計算期間	106,515,899	79,807,614	1,092,630,965
第19計算期間	164,400,387	137,705,264	1,119,326,088
第20計算期間	260,593,727	68,171,892	1,311,747,923
第21計算期間	295,462,572	300,483,804	1,306,726,691
第22計算期間	735,859,844	260,927,996	1,781,658,539
第23計算期間	214,096,018	168,914,754	1,826,839,803
第24計算期間	422,106,354	353,678,640	1,895,267,517
第25計算期間	226,970,561	275,427,481	1,846,810,597
第26計算期間	114,280,116	267,026,569	1,694,064,144
第27計算期間	53,799,542	81,612,639	1,666,251,047
第28計算期間	63,844,066	140,152,408	1,589,942,705
第29計算期間	54,231,812	105,455,742	1,538,718,775

第30計算期間	8,594,263	67,999,412	1,479,313,626
第31計算期間	8,353,023	177,071,952	1,310,594,697
第32計算期間	1,630,764	57,723,943	1,254,501,518
第33計算期間	8,355,763	71,453,090	1,191,404,191
第34計算期間	48,017,964	59,283,776	1,180,138,379
第35計算期間	28,003,671	90,355,910	1,117,786,140
第36計算期間	10,762,665	8,036,959	1,120,511,846
第37計算期間	39,033,135	31,251,936	1,128,293,045
第38計算期間	24,039,486	46,462,650	1,105,869,881
第39計算期間	29,218,368	12,617,745	1,122,470,504
第40計算期間	23,018,007	13,515,961	1,131,972,550
第41計算期間	14,608,167	23,057,957	1,123,522,760
第42計算期間	69,584,982	67,987,881	1,125,119,861
第43計算期間	159,485,405	56,301,480	1,228,303,786
第44計算期間	70,690,968	43,803,208	1,255,191,546
第45計算期間	62,679,278	120,538,269	1,197,332,555
第46計算期間	21,003,116	209,922,936	1,008,412,735
第47計算期間	112,866,051	174,728,178	946,550,608
第48計算期間	54,663,393	44,309,829	956,904,172
第49計算期間	110,385,270	87,951,072	979,338,370
第50計算期間	96,827,336	87,438,067	988,727,639
第51計算期間	90,538,299	84,199,128	995,066,810
第52計算期間	173,652,624	40,584,973	1,128,134,461
第53計算期間	77,438,419	151,802,404	1,053,770,476
第54計算期間	123,241,489	20,188,134	1,156,823,831
第55計算期間	33,688,348	82,954,516	1,107,557,663
第56計算期間	43,766,503	165,387,966	985,936,200
第57計算期間	10,931,390	50,596,531	946,271,059
第58計算期間	24,951,569	77,934,450	893,288,178
第59計算期間	27,558,831	82,278,533	838,568,476
第60計算期間	140,865,018	6,793,208	972,640,286
第61計算期間	8,418,879	25,860,036	955,199,129
第62計算期間	14,324,521	3,545,123	965,978,527
第63計算期間	3,693,226	1,659,877	968,011,876
第64計算期間	4,842,208	25,845,229	947,008,855
第65計算期間	41,143,306	69,507,601	918,644,560
第66計算期間	38,415,376	40,109,927	916,950,009
第67計算期間	67,006,887	49,983,575	933,973,321
第68計算期間	27,775,921	55,445,735	906,303,507
第69計算期間	25,362,754	15,439,393	916,226,868
第70計算期間	7,529,579	20,101,981	903,654,466
第71計算期間	3,913,069	1,420,385	906,147,150

第72計算期間	5,513,020	9,793,567	901,866,603
第73計算期間	4,596,197	4,453,665	902,009,135
第74計算期間	61,521,518	123,196,162	840,334,491
第75計算期間	4,408,413	7,404,672	837,338,232
第76計算期間	7,426,430	16,088,371	828,676,291
第77計算期間	4,625,181	9,586,503	823,714,969
第78計算期間	78,277,774	21,766,578	880,226,165
第79計算期間	7,689,984	14,996,403	872,919,746
第80計算期間	6,708,822	9,336,546	870,292,022
第81計算期間	6,598,279	48,259,449	828,630,852
第82計算期間	6,888,939	67,416,094	768,103,697
第83計算期間	2,144,481	9,267,512	760,980,666
第84計算期間	6,577,634	58,030,630	709,527,670
第85計算期間	6,015,618	82,292,882	633,250,406
第86計算期間	3,869,599	8,128,120	628,991,885
第87計算期間	2,160,698	984	631,151,599
第88計算期間	2,223,755	9,789	633,365,565
第89計算期間	2,012,950	40,000,997	595,377,518
第90計算期間	2,236,864	11,168,634	586,445,748
第91計算期間	2,253,298	3,887,210	584,811,836
第92計算期間	3,246,639	2,204,340	585,854,135
第93計算期間	2,605,443	22,171,749	566,287,829
第94計算期間	5,028,952	7,579,564	563,737,217
第95計算期間	1,880,749	15,851,815	549,766,151
第96計算期間	2,151,466	6,231,663	545,685,954
第97計算期間	2,692,593	7,388,214	540,990,333
第98計算期間	2,892,089	9,437,959	534,444,463
第99計算期間	1,877,342	1,229,633	535,092,172
第100計算期間	2,492,383	8,659,913	528,924,642
第101計算期間	1,617,532	36,064,478	494,477,696
第102計算期間	1,610,302	22,318,388	473,769,610
第103計算期間	1,173,628	25,650,839	449,292,399
第104計算期間	11,911,686	12,193,086	449,010,999
第105計算期間	948,909	19,208,294	430,751,614
第106計算期間	2,536,026	13,286,909	420,000,731
第107計算期間	3,734,380	2,690,331	421,044,780
第108計算期間	8,905,693	9,781,802	420,168,671
第109計算期間	1,177,522	14,643,985	406,702,208
第110計算期間	4,739,014	7,458,760	403,982,462
第111計算期間	4,006,698	13,092,158	394,897,002
第112計算期間	2,222,321	2,225,982	394,893,341

（参考）

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド

投資状況

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	638,349,138	98.15
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	12,018,836	1.85
純資産総額		650,367,974	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 4年 6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	2,975	22,016.41	65,498,833	16,170.61	48,107,567	7.40
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	417	110,820.14	46,212,000	88,773.65	37,018,616	5.69
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	761	49,662.67	37,793,298	42,515.68	32,354,433	4.97
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	2,678	11,404.57	30,541,463	11,375.87	30,464,597	4.68
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	1,622	23,429.68	38,002,950	17,413.03	28,243,938	4.34
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	6,878	3,854.37	26,510,398	4,082.63	28,080,340	4.32
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	2,721	12,023.73	32,716,596	9,895.63	26,926,015	4.14
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,925	20,441.86	39,350,582	13,293.49	25,589,981	3.93
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	2,036	10,928.93	22,251,307	11,474.28	23,361,646	3.59
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT PFD-G	6,609	3,486.70	23,043,646	3,345.92	22,113,228	3.40
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,068	29,254.98	31,244,327	19,755.72	21,099,117	3.24
アメリカ	投資証券	SPIRIT REALTY CAPITAL IN PFD-A	6,022	3,526.34	21,235,643	3,296.85	19,853,680	3.05
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	5,596	4,704.52	26,326,526	3,531.81	19,764,016	3.04
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	854	27,479.51	23,467,505	21,853.76	18,663,116	2.87
アメリカ	投資証券	UDR INC	2,860	8,111.95	23,200,200	6,326.91	18,094,983	2.78
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	1,405	15,554.18	21,853,628	12,302.56	17,285,106	2.66
アメリカ	投資証券	STAG INDUSTRIAL INC	3,644	6,243.54	22,751,468	4,284.91	15,614,241	2.40
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	3,188	5,903.20	18,819,431	4,871.27	15,529,625	2.39
アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,153	17,705.52	20,414,472	13,248.39	15,275,396	2.35
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	810	24,021.50	19,457,423	18,304.18	14,826,390	2.28
アメリカ	投資証券	CUBESMART	2,478	7,509.19	18,607,795	5,925.07	14,682,343	2.26

アメリカ	投資証券	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	2,655	6,534.67	17,349,551	5,247.14	13,931,171	2.14
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	366	48,175.59	17,632,269	35,857.99	13,124,027	2.02
アメリカ	投資証券	LXP INDUSTRIAL TRUST	7,958	2,076.16	16,522,154	1,462.47	11,638,384	1.79
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	1,147	9,649.60	11,068,101	10,003.60	11,474,140	1.76
アメリカ	投資証券	DOUGLAS EMMETT INC	3,593	4,510.44	16,206,011	3,083.50	11,079,018	1.70
アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	3,163	3,772.36	11,932,000	2,955.02	9,346,733	1.44
アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,832	6,000.25	10,992,462	4,753.73	8,708,834	1.34
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	1,652	5,920.97	9,781,455	4,845.30	8,004,446	1.23
アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,223	8,725.65	10,671,471	6,522.36	7,976,858	1.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.15
合計	98.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

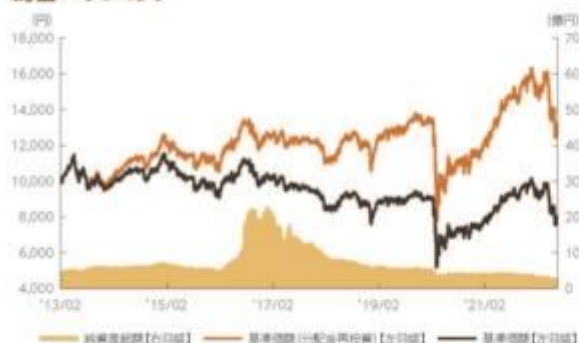


運用実績

2022年6月30日現在

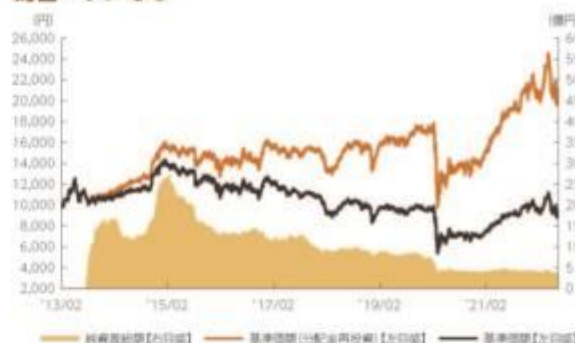
■基準価額・純資産の推移 2013年2月18日(設定日)～2022年6月30日

為替ヘッジあり



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

為替ヘッジなし



■基準価額・純資産

	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
基準価額	7,918円	9,498円
純資産総額	2.8億円	3.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■主要な資産の状況

為替ヘッジあり

資産別構成	比率
外国リート	96.4%
コールローン他 (負債控除後)	3.6%
合計	100.0%

為替ヘッジなし

資産別構成	比率
外国リート	97.7%
コールローン他 (負債控除後)	2.3%
合計	100.0%

■分配の推移

	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
2022年6月	30円	50円
2022年5月	30円	50円
2022年4月	30円	50円
2022年3月	30円	50円
2022年2月	30円	50円
2022年1月	30円	50円
直近1年間累計	360円	600円
設定来累計	4,650円	8,050円

・分配金は1万口当たり、税引前

組入上位銘柄	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
1 PROLOGIS INC	7.3%	7.4%
2 EQUINIX INC	5.6%	5.7%
3 PUBLIC STORAGE	4.9%	5.0%
4 WELLTOWER INC	4.6%	4.7%
5 DIGITAL REALTY TRUST INC	4.3%	4.3%
6 VICI PROPERTIES INC	4.2%	4.3%
7 EQUITY RESIDENTIAL	4.1%	4.1%
8 SIMON PROPERTY GROUP INC	3.9%	3.9%
9 WP CAREY INC	3.5%	3.6%
10 AMERICAN HOMES 4 RENT PFD-G	3.3%	3.4%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

為替ヘッジあり



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から6月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

為替ヘッジなし



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

シドニーの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

シドニーの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2022年12月14日まで（2013年2月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月15日から翌月14日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議につ

いて賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、マザーファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年12月15日から令和4年6月14日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- 4 令和4年3月26日をもって、ファンドの名称を「三菱UFJ／AMP 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）」から「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）」に、「三菱UFJ／AMP 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」から「三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）」に変更いたしました。また、当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の名称も「AMP 米国ハイインカムリートマザーファンド」から「マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド」に変更いたしました。

1【財務諸表】

【三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,433,184	21,602,644
親投資信託受益証券	383,944,514	262,079,561
派生商品評価勘定	1,479,505	-
未収入金	2,300,000	700,000
流動資産合計	398,157,203	284,382,205
資産合計	398,157,203	284,382,205
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	63,604	12,743,968
未払金	-	928,244
未払収益分配金	1,199,596	1,062,900
未払解約金	3,500,000	25
未払受託者報酬	27,484	20,737
未払委託者報酬	504,995	381,026
未払利息	4	23
その他未払費用	1,226	922
流動負債合計	5,296,909	15,137,845
負債合計	5,296,909	15,137,845
純資産の部		
元本等		
元本	399,865,335	354,300,235
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,005,041	△85,055,875
（分配準備積立金）	21,479,892	16,865,954
元本等合計	392,860,294	269,244,360
純資産合計	392,860,294	269,244,360
負債純資産合計	398,157,203	284,382,205

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 6月15日 令和 3年12月14日	自 至	当期 令和 3年12月15日 令和 4年 6月14日
営業収益				
受取利息		17		11
有価証券売買等損益		55,666,999		△15,364,953
為替差損益		△14,081,022		△55,538,440
営業収益合計		41,585,994		△70,903,382
営業費用				
支払利息		1,363		711
受託者報酬		185,212		151,711
委託者報酬		3,403,181		2,787,678
その他費用		14,210		6,766
営業費用合計		3,603,966		2,946,866
営業利益又は営業損失（△）		37,982,028		△73,850,248
経常利益又は経常損失（△）		37,982,028		△73,850,248
当期純利益又は当期純損失（△）		37,982,028		△73,850,248
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		616,734		△265,462
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△42,530,767		△7,005,041
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,504,624		2,387,260
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,504,624		2,387,260
剰余金減少額又は欠損金増加額		386,670		234,733
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		386,670		234,733
分配金		7,957,522		6,618,575
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△7,005,041		△85,055,875

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
1. 期首元本額	487,663,004円	399,865,335円
期中追加設定元本額	4,876,054円	2,843,109円
期中一部解約元本額	92,673,723円	48,408,209円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	7,005,041円	85,055,875円
3. 受益権の総数	399,865,335口	354,300,235口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月14日	当期 自 令和 3年12月15日 至 令和 4年 6月14日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「AMP 米国ハイインカムリートマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の44以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2. 分配金の計算過程 第101期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「マッコリー 米国ハイインカムリートマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の44以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2. 分配金の計算過程 第107期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,759,412円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	53,531,824円
分配準備積立金額	D	27,674円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,318,910円
当ファンドの期末残存口数	F	486,256,658口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,137円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,458,769円

第102期

令和 3年 7月15日

令和 3年 8月16日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	656,083円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	52,467,198円
分配準備積立金額	D	321,424円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,444,705円
当ファンドの期末残存口数	F	476,580,340口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,121円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,429,741円

第103期

令和 3年 8月17日

令和 3年 9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	49,298,098円
分配準備積立金額	D	23,063円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,321,161円
当ファンドの期末残存口数	F	451,898,074口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,091円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,355,694円

第104期

令和 3年 9月15日

令和 3年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,213,261円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,511,415円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	719,034円
収益調整金額	C	42,451,541円
分配準備積立金額	D	21,439,868円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,121,858円
当ファンドの期末残存口数	F	399,469,316口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,655円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,198,407円

第108期

令和 4年 1月15日

令和 4年 2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	40,357,487円
分配準備積立金額	D	21,334,831円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,692,318円
当ファンドの期末残存口数	F	379,588,241口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,625円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,138,764円

第109期

令和 4年 2月15日

令和 4年 3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	611,745円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	38,915,781円
分配準備積立金額	D	19,449,079円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,976,605円
当ファンドの期末残存口数	F	365,867,882口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,611円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,097,603円

第110期

令和 4年 3月15日

令和 4年 4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,743,914円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円

収益調整金額	C	45,565,990円
分配準備積立金額	D	21,778円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	50,801,029円
当ファンドの期末残存口数	F	429,190,357口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,183円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,287,571円

第105期

令和 3年10月15日

令和 3年11月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	390,811円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	12,834,971円
収益調整金額	C	43,395,891円
分配準備積立金額	D	3,755,736円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,377,409円
当ファンドの期末残存口数	F	408,717,012口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,477円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,226,151円

第106期

令和 3年11月16日

令和 3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	484,759円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,798,369円
収益調整金額	C	42,474,131円
分配準備積立金額	D	15,396,360円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,153,619円
当ファンドの期末残存口数	F	399,865,335口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,629円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,199,596円

収益調整金額	C	37,579,197円
分配準備積立金額	D	18,271,294円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,594,405円
当ファンドの期末残存口数	F	353,036,189口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,631円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,059,108円

第111期

令和 4年 4月15日

令和 4年 5月16日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	37,723,776円
分配準備積立金額	D	18,955,153円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,678,929円
当ファンドの期末残存口数	F	353,931,201口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,601円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,061,793円

第112期

令和 4年 5月17日

令和 4年 6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,785円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	37,782,326円
分配準備積立金額	D	17,893,069円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,711,180円
当ファンドの期末残存口数	F	354,300,235口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,572円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,062,900円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3年 6月15日	自 令和 3年12月15日
	至 令和 3年12月14日	至 令和 4年 6月14日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,623,511	△18,656,280
合計	6,623,511	△18,656,280

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [令和 3年12月14日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	376,742,683	—	375,326,782	1,415,901
合計		376,742,683	—	375,326,782	1,415,901

当期 [令和 4年 6月14日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	244,982,836	—	257,726,804	△12,743,968

合計	244,982,836	—	257,726,804	△12,743,968
----	-------------	---	-------------	-------------

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
1口当たり純資産額	0.9825円	0.7599円
(1万口当たり純資産額)	(9,825円)	(7,599円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド	114,315,433	262,079,561	
合計		114,315,433	262,079,561	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,676,888	4,479,291
親投資信託受益証券	415,197,812	350,913,733
流動資産合計	419,874,700	355,393,024
資産合計	419,874,700	355,393,024
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,100,003	1,974,466
未払解約金	3,609	389
未払受託者報酬	29,455	26,380
未払委託者報酬	541,257	484,740
未払利息	1	4
その他未払費用	1,317	1,176
流動負債合計	2,675,642	2,487,155
負債合計	2,675,642	2,487,155
純資産の部		
元本等		
元本	420,000,731	394,893,341
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,801,673	△41,987,472
（分配準備積立金）	44,947,168	65,135,107
元本等合計	417,199,058	352,905,869
純資産合計	417,199,058	352,905,869
負債純資産合計	419,874,700	355,393,024

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 3年 6月15日 令和 3年12月14日	自 至	当期 令和 3年12月15日 令和 4年 6月14日
営業収益				
受取利息		2		1
有価証券売買等損益		58,874,426		△24,464,079
営業収益合計		58,874,428		△24,464,078
営業費用				
支払利息		288		130
受託者報酬		190,155		178,352
委託者報酬		3,494,065		3,277,183
その他費用		8,503		7,960
営業費用合計		3,693,011		3,463,625
営業利益又は営業損失（△）		55,181,417		△27,927,703
経常利益又は経常損失（△）		55,181,417		△27,927,703
当期純利益又は当期純損失（△）		55,181,417		△27,927,703
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		932,673		△714,252
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△52,217,543		△2,801,673
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,406,262		1,502,661
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,406,262		1,238,630
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		264,031
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,652,624		1,266,569
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		896,473
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,652,624		370,096
分配金		13,586,512		12,208,440
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△2,801,673		△41,987,472

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
1. 期首元本額	528,924,642円	420,000,731円
期中追加設定元本額	19,798,083円	24,785,628円
期中一部解約元本額	128,721,994円	49,893,018円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,801,673円	41,987,472円
3. 受益権の総数	420,000,731口	394,893,341口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月14日	当期 自 令和 3年12月15日 至 令和 4年 6月14日																								
1.運用に係る権限を委託するための費用 「AMP 米国ハイインカムリートマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の44以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の44以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																								
2.分配金の計算過程 第101期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月14日	2.分配金の計算過程 第107期 令和 3年12月15日 令和 4年 1月14日																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,032,931円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>1,027,149円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>90,227,397円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,032,931円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,027,149円	収益調整金額	C	90,227,397円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,819,761円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>2,417,452円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>77,868,514円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,819,761円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,417,452円	収益調整金額	C	77,868,514円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	2,032,931円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,027,149円																							
収益調整金額	C	90,227,397円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	1,819,761円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,417,452円																							
収益調整金額	C	77,868,514円																							

分配準備積立金額	D	8,056,431円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,343,908円
当ファンドの期末残存口数	F	494,477,696口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,049円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,472,388円

第102期

令和 3年 7月15日

令和 3年 8月16日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	634,563円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,097,677円
収益調整金額	C	86,477,371円
分配準備積立金額	D	8,254,551円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,464,162円
当ファンドの期末残存口数	F	473,769,610口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,141円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,368,848円

第103期

令和 3年 8月17日

令和 3年 9月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	232,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,232,892円
収益調整金額	C	82,039,590円
分配準備積立金額	D	11,936,167円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	95,441,277円
当ファンドの期末残存口数	F	449,292,399口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,124円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,246,461円

第104期

令和 3年 9月15日

令和 3年10月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,897,811円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	11,729,328円
収益調整金額	C	82,291,141円
分配準備積立金額	D	10,860,028円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	110,778,308円
当ファンドの期末残存口数	F	449,010,999口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,467円

分配準備積立金額	D	44,661,262円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,766,989円
当ファンドの期末残存口数	F	421,044,780口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,010円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,105,223円

第108期

令和 4年 1月15日

令和 4年 2月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	78,688,113円
分配準備積立金額	D	45,716,460円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,404,573円
当ファンドの期末残存口数	F	420,168,671口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,960円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,100,843円

第109期

令和 4年 2月15日

令和 4年 3月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	774,005円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	76,286,820円
分配準備積立金額	D	42,097,893円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	119,158,718円
当ファンドの期末残存口数	F	406,702,208口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,929円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,033,511円

第110期

令和 4年 3月15日

令和 4年 4月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,243,866円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	31,402,167円
収益調整金額	C	76,265,404円
分配準備積立金額	D	40,092,446円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	150,003,883円
当ファンドの期末残存口数	F	403,982,462口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,713円

1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	2,245,054円

第105期

令和 3年10月15日

令和 3年11月15日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	431,029円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	18,390,325円
収益調整金額	C	78,998,890円
分配準備積立金額	D	25,121,044円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	122,941,288円
当ファンドの期末残存口数	F	430,751,614口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,854円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	2,153,758円

第106期

令和 3年11月16日

令和 3年12月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	518,175円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,024,236円
収益調整金額	C	77,269,755円
分配準備積立金額	D	40,504,760円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	124,316,926円
当ファンドの期末残存口数	F	420,000,731口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,959円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	2,100,003円

1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	2,019,912円

第111期

令和 4年 4月15日

令和 4年 5月16日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	―円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	75,253,028円
分配準備積立金額	D	69,404,273円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	144,657,301円
当ファンドの期末残存口数	F	394,897,002口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,663円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	1,974,485円

第112期

令和 4年 5月17日

令和 4年 6月14日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	58,577円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	75,632,065円
分配準備積立金額	D	67,050,996円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	142,741,638円
当ファンドの期末残存口数	F	394,893,341口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	3,614円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金額	$I=F*H/10,000$	1,974,466円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月14日	当期 自 令和 3年12月15日 至 令和 4年 6月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
--	-----------------------	-----------------------

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,094,937	△25,332,035
合計	7,094,937	△25,332,035

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 3年12月14日現在]	当期 [令和 4年 6月14日現在]
1口当たり純資産額	0.9933円	0.8937円
(1万口当たり純資産額)	(9,933円)	(8,937円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド	153,063,654	350,913,733	
合計		153,063,654	350,913,733	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 4年 6月14日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,165,749
コール・ローン	3,336,154
投資証券	603,122,262
未収入金	5,231,966
未収配当金	838,766
流動資産合計	613,694,897
資産合計	613,694,897
負債の部	
流動負債	
未払解約金	700,000
未払利息	3
流動負債合計	700,003
負債合計	700,003
純資産の部	
元本等	
元本	267,379,087
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	345,615,807
元本等合計	612,994,894
純資産合計	612,994,894
負債純資産合計	613,694,897

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年 6月14日現在]
1. 期首	令和 3年12月15日
期首元本額	325,914,489円
期中追加設定元本額	9,332,550円
期中一部解約元本額	67,867,952円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	114,315,433円
三菱ＵＦＪ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	153,063,654円
合計	267,379,087円
2. 受益権の総数	267,379,087口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年12月15日 至 令和 4年 6月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。

区分	自 令和 3年12月15日 至 令和 4年 6月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年 6月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年 6月14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	△176,689,145
合計	△176,689,145

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年 6月14日現在]
1口当たり純資産額	2.2926円
(1万口当たり純資産額)	(22,926円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	1,147	78,076.29	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,068	146,006.28	
		AMERICAN HOMES 4 RENT PFD-G	6,609	164,894.55	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	1,652	55,490.68	
		BOSTON PROPERTIES INC	1,405	128,150.05	
		BROADSTONE NET LEASE INC	2,447	47,936.73	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	810	102,465.00	
		CUBESMART	2,478	97,211.94	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	1,622	206,285.96	
		DOUGLAS EMMETT INC	3,593	83,213.88	
		EQUINIX INC	417	256,988.76	
		EQUITY RESIDENTIAL	2,721	188,646.93	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	3,163	64,240.53	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	366	94,453.62	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,153	111,633.46	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1,223	57,823.44	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	2,023	55,268.36	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	5,596	134,527.84	

	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,832	62,361.28	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	2,196	36,343.80	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	2,437	51,566.92	
	INVITATION HOMES INC	3,188	108,232.60	
	KIMCO REALTY CORP	1,604	31,245.92	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	7,958	82,604.04	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	228	36,666.96	
	PROLOGIS INC	2,975	322,579.25	
	PUBLIC STORAGE	761	226,382.28	
	RLJ LODGING TRUST PFD-A	2,252	57,718.76	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,925	187,013.75	
	SL GREEN REALTY CORP	946	46,372.92	
	SPIRIT REALTY CAPITAL IN PFD-A	6,022	144,648.44	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	2,655	98,075.70	
	STAG INDUSTRIAL INC	3,644	112,162.32	
	SUN COMMUNITIES INC	854	128,877.14	
	UDR INC	2,860	121,292.60	
	VICI PROPERTIES INC	6,878	196,710.80	
	WELLTOWER INC	2,678	208,482.30	
	WP CAREY INC	2,036	163,898.00	
アメリカドル合計		95,422	4,496,550.08	(603,122,262)
合計			603,122,262	(603,122,262)

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 38銘柄	100.00%	100.00%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	283,827,068
II 負債総額	3,043,313
III 純資産総額（I－II）	280,783,755
IV 発行済口数	354,632,383口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.7918
（10,000口当たり）	（7,918）

【三菱UFJ／マッコーリー 米国ハイインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	376,619,601
II 負債総額	272,158
III 純資産総額（I－II）	376,347,443
IV 発行済口数	396,229,070口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9498
（10,000口当たり）	（9,498）

（参考）

マッコーリー 米国ハイインカムリートマザーファンド

純資産額計算書

令和 4年 6月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	651,078,847
II 負債総額	710,873
III 純資産総額（I－II）	650,367,974
IV 発行済口数	266,621,723口

V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4393
（10,000口当たり）	（24,393）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2022年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	904	19,365,803
追加型公社債投資信託	16	1,403,852
単位型株式投資信託	93	425,414
単位型公社債投資信託	52	160,162
合 計	1,065	21,355,231

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 56,803,388	※2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264

未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	9,457,670千円
② 1株当たり配当額	44,700円
③ 基準日	令和2年3月31日
④ 効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	10,576,511千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	49,988円
④ 基準日	令和3年3月31日
⑤ 効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581

合計	211,581	—	—	211,581
----	---------	---	---	---------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	1株当たり配当額	49,988円
③	基準日	令和3年3月31日
④	効力発生日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	—	—	—

額が取得原価を 超えないもの	債券 その他	— 6,273,658	— 6,561,836	— △288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
--	-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2022年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2022年3月末現在)	③事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

- ①名称：マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド

- ②資本金の額：245.7百万豪ドル（2021年12月末現在）
③事業の内容：資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- （３）再委託先：委託会社からマザーファンドの不動産投資信託証券等の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年6月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年12月28日	臨時報告書
2022年 3月11日	有価証券届出書
2022年 3月11日	有価証券報告書
2022年 3月25日	有価証券届出書の訂正届出書
2022年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ／マッコーリー 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）（旧ファンド名 三菱UFJ／AMP 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型））の令和3年12月15日から令和4年6月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ／マッコーリー 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）（旧ファンド名 三菱UFJ／AMP 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型））の令和4年6月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年8月17日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ／マッコーリー 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）（旧ファンド名 三菱UFJ／AMP 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型））の令和3年12月15日から令和4年6月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ／マッコーリー 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）（旧ファンド名 三菱UFJ／AMP 米国ハインカムリートファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型））の令和4年6月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。